

～ 65 歳以上のみなさまへ～

## 介護保険料特別徴収（年金天引き）の仮徴収額を平準化します

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収額は、原則として前年度2月の特別徴収額と同額になりますが、所得段階の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このまま仮徴収を行うと1年間の保険料天引き額が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で大きな違いになってしまいます。そこで、1年間を通じて保険料天引き額ができるだけ均等になるよう6月と8月の徴収額を変更し、特別徴収額の平準化を図ります。

### ■「仮徴収」「本徴収」とは

仮 徴 収			本 徴 収		
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年 2 月
保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの前半は、前年度の2月の天引き額をもとに計算した額を仮に納めていただきます。			前年の所得などに応じて年間の保険料が決定し、仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を後半で納めていただきます。		

### 【 参 考 例 】

所得段階が第5段階（市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で本人の年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以上の人）で、平成23年度2月の天引き額が9,100円の人の場合

#### ●平成23年度（年額54,800円）

平成23年4月	6月	8月	10月	12月	平成24年2月
9,300円	9,100円	9,100円	9,100円	9,100円	9,100円
(仮徴収)			(本徴収)		

#### ●平成24年度（年額71,700円）

◇平準化しない場合

平成24年4月	6月	8月	10月	12月	平成25年2月
9,100円	9,100円	9,100円	14,800円	14,800円	14,800円
(仮徴収)			(本徴収)		



※仮徴収額と本徴収額がほぼ同額となるように、6月と8月の仮徴収額を調整します。

◇平準化した場合

平成24年4月	6月	8月	10月	12月	平成25年2月
9,100円	13,400円	13,300円	12,100円	11,900円	11,900円
(仮徴収)			(本徴収)		

※上表は一例です。前年度の保険料段階や仮徴収額により、各納期の保険料天引き額は個々に異なります。  
 ※平成24年度は介護保険料の改定を行いましたので、所得段階が変わらない人でも保険料は増額します。  
 ※対象者には6月上旬に仮徴収額の変更通知を送付する予定です。

◇問い合わせ先 長寿社会課介護保険係 (☎ 47 - 1038)